

から(シ)まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 課

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第5号

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則の一部を改正する規則

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則（平成25年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第6項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全か

つ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第43条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、この規則による改正後の県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

道路建設課



長野県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふたば湖南薬局	諏訪市湖南5932-1	平成31年2月1日
医療法人團康会 軽井沢團クリニック	北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成30年11月1日
蟻ヶ崎とをしや薬局	松本市蟻ヶ崎6丁目23-6	平成31年4月1日

長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター附属 こまくさ診療所	小諸市南町二丁目2番27号	平成31年4月1日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畠230-3	平成31年4月1日
わかば内科クリニック	佐久市中込3284-2	平成31年4月1日
社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	松本市本庄2丁目5番1号	平成26年7月1日
新海薬局	南佐久郡南牧村海ノ口984-1	平成31年4月1日
こまつ歯科医院	茅野市塚原1-2-32	平成29年3月1日

地域福祉課

長野県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
多田内科医院	松本市深志1-5-8	松本市深志1-5-9	松本市深志1-5-8	平成31年3月1日
畠山眼科医院	松本市深志1-5-8	松本市深志1-5-9	松本市深志1-5-8	平成31年3月1日
ほそかわ薬局	安曇野市穂高5626-1	安曇野市穂高柏原986-11	安曇野市穂高柏原2810-48	平成31年2月19日
地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院	安曇野市豊科3100	小児科、産科、精神科、神経小児科、循環器小児科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、アレルギー科	小児科、産科、精神科、神経小児科、循環器小児科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	平成31年4月1日
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5-11-50	内科、精神科、脳神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、リウマチ・膠原病内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射専科、麻酔科、血液内科、腎臓内科、救急科、歯科口腔外科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、病理診断科、乳腺・内分泌外科、消化器外科、緩和ケア科	内科、精神科、神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射専科、麻酔科、血液内科、腎臓内科、救急科、歯科口腔外科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、病理診断科、乳腺・内分泌外科、消化器外科	平成31年4月1日
秋和コスモス薬局	上田市秋和361-2	上田市秋和361-2	上田市中央2-17-5	平成28年6月30日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
特定非営利活動法人パウル会	上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	訪問看護ステーション希望	上高井郡小布施町大字小布施851番地の5	上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	上高井郡小布施町大字小布施851番地の5	平成30年6月1日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションふれあい	下伊那郡高森町吉田481番地13	下伊那郡高森町吉田481番地13	下伊那郡高森町吉田481番地1	平成31年3月23日
訪問看護ステーション・ふれあい株式会社	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432-1	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432-1	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432-1	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432-1	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768-1 フレグラムM201202	平成28年5月1日

地域福祉課

長野県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	辞退年月日
一志歯科医院	松本市清水2-6-23	平成31年4月30日

地域福祉課

長野県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
医療法人生々堂矢島医院	諏訪市湖岸通り5丁目16番11号	平成31年3月1日
医療法人回生会栗林医院	大町市大町4084	平成31年3月15日
軽井沢園クリニック	北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成30年10月31日
新海薬局	南佐久郡南牧村海ノ口984-1	平成31年3月31日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畠230-3	平成31年3月31日

地域福祉課

長野県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏名	住所	指定年月日
松村 直行	松本市野溝東1丁目7番8号	平成31年3月1日
中村 駿一	岡谷市本町2-6-29	平成31年3月1日
仁科 美樹	佐久市前山516-1	平成31年2月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
松村整骨院	松本市野溝東1丁目7番8号	平成31年3月1日
岡谷市民整骨院	岡谷市本町2-6-33	平成31年3月1日
KEiROW佐久平ステーション	佐久市岩村田654-1	平成31年2月1日

地域福祉課

長野県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名称	所在地	変更事項		変更新年月日
		新	旧	
名取 明	諏訪郡下諏訪町3924-3	諏訪郡下諏訪町7276-3	諏訪郡下諏訪町6129-5	平成31年3月1日

地域福祉課

長野県告示第100号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 療養介護)

事業者の名称 医療法人光仁会	事業所の名称 介護老人保健施設 チェリーガーデン	事業所の所在地 上田市保野710番地	登録した年月日 令和元年7月1日
-------------------	-----------------------------	-----------------------	---------------------

地域福祉課

長野県告示第101号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

須坂市大字坂田字大星741の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第102号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字タクミ1904の1、1909、字中溝ノ原1916の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第103号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（塩尻市基盤地図修正）

2 作業期間

令和元年6月6日から令和元年12月20日まで

3 作業地域

塩尻市内

建設政策課

長野県公安委員会告示第17号

平成4年長野県公安委員会告示第3号（長野県暴力追放運動推進センターの指定に関する告示）の一部を次のように改正します。

令和元年7月1日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

本則中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改め、本則の4中「第32条の2第2項各号」を「第32条の3第2項各号」に改める。

組織犯罪対策課

長野県公安委員会告示第18号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり住所及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第32条の3第2項各号に掲げる事業を行う事務所の所在地の変更の届出がありました。

令和元年7月1日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 指定を受けた者の名称

公益財団法人長野県暴力追放県民センター

2 変更事項

(1) 住 所

変更後 長野県長野市大字南長野南県町685番地2

変更前 長野県長野市大字南長野字幅下692番2

(2) 法第32条の3第2項各号に掲げる事業を行う事務所の所在地

変更後 長野県長野市大字南長野南県町685番地2

変更前 長野県長野市大字南長野字幅下692番2

3 変更年月

令和元年7月1日

組織犯罪対策課

規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和元年7月3日（年齢については、令和元年7月21日）とします。

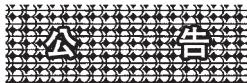
令和元年7月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

選告示第8号

令和元年7月21日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年7月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JA信州うえだ国分産業団地

上田市国分80ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

ダイワロイユ株式会社

東京都千代田区飯田橋2-18-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州うえだ農業協同組合	坂下 隆行	上田市大手2-7-10
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3
(株)ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)シューマート	霜田 清	長野市稻里町中氷鉋458